

株式等振替制度に係る手数料に関する規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日
改正 平成 21 年 3 月 30 日
改正 平成 21 年 12 月 30 日
改正 平成 22 年 3 月 29 日
改正 平成 22 年 3 月 29 日
改正 平成 22 年 4 月 7 日
改正 平成 22 年 7 月 30 日
改正 平成 23 年 3 月 28 日
改正 平成 23 年 11 月 18 日
改正 平成 24 年 3 月 26 日
改正 平成 25 年 8 月 26 日
改正 平成 25 年 10 月 31 日
改正 平成 26 年 11 月 26 日
改正 平成 26 年 12 月 26 日
改正 平成 27 年 4 月 27 日
改正 平成 27 年 10 月 13 日
改正 平成 28 年 3 月 25 日
改正 令和 2 年 3 月 24 日

(目的)

第 1 条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第 286 条の規定に基づき、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行、受託会社並びに機構に対し同第 255 条の 2 第 1 項に基づく請求を行う者（機構加入者を除く。）及び同第 287 条第 1 項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）（以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この規則において、規程又は株式等の振替に関する業務規程施行規則の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。

(手数料)

第3条 徴収対象者は、別表に定める手数料（別表に定める手数料項目ごとに算出された金額の合計額をいう。）を機構が別に定めるところにより、機構に納入しなければならない。この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。

(納入時期)

第4条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 振替株式等の発行者

前年12月から5月までの6か月分については6月の最終営業日まで、
6月から11月までの6か月分については12月の最終営業日まで

(2) 株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行及び受託会社

当月分について翌月の最終営業日まで

(3) 機構に対し規程第255条の2第1項に基づく請求を行う者（機構加入者を除く。）及び同第287条第1項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）

機構が別に指定する日まで

(遅延損害金)

第5条 機構は、徴収対象者が前条に規定する納入時期までに手数料を納入しなかった場合には、未納入金額100円につき1日4銭の割合による遅延損害金を当該徴収対象者から徴収することができる。

附 則

- 1 この規則は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 規程附則第2条における参加者が、施行日において機構加入者口座の開設を受ける場合の口座開設金は、別表の1.にかかわらず、当該機構加入者口座のうち、施行日前日において株券等に関する業務規程第18条に基づき開設されていた区分口座と同一性を有しない区分口座（別に機構が定める場合を除き、

機構加入者コードが株券等に関する業務規程施行規則第9条第2項に定める参加者コードと異なる区分口座をいう。)の数に30万円を乗じた額とする。

- 3 施行日に行われる振替のうち、前日振替請求又は前日残高調整請求により行われたもの(同一機構加入者の区分口座間の振替に係るものに限る。)については、別表の1.に定める振替手数料は適用しない。
- 4 規程附則第5条、第19条及び第20条に基づく新規記録については、別表の2.に定める新規記録手数料は適用しない。
- 5 規程附則第16条及び第29条に規定する振替受入簿謄本又は抄本の交付の請求を行った者は、当該謄本又は抄本1通につき500円(1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。)を支払うものとする。
- 6 規程附則第32条に規定する参加者口座簿の写しの交付請求については、別表の1.に定める振替口座簿記録事項証明書交付手数料を準用する。
- 7 施行日前に支払われた元利金に係る元利金支払内容証明書の交付の請求を行った者は、当該証明書1通につき500円(1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。)を支払うものとする。

附 則 (平成21年3月30日通知)

この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。ただし、口座照会手数料に係る改正規定は、平成21年1月5日以降に行われた振替先口座等の照会について適用する。

附 則 (平成21年12月30日通知)

この改正規定は、平成21年12月30日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日通知)

この改正規定は、平成22年3月29日から施行する。ただし、株式等の振替に関する業務規程第6条第4号に規定する総額買取型新株予約権に係る口座管理手数料及び振替制度利用料については、平成22年7月分の手数料の計算から適用する。

附 則 (平成22年3月29日通知)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 7 日通知）

- 1 この改正規定は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）附則（以下「信託法整備法附則」という。）第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 規程附則（平成 22 年 4 月 7 日通知）第 4 条第 1 項第 9 条に規定する振替受入簿謄本又は抄本の交付の請求を行った者は、当該謄本又は抄本 1 通につき 500 円（1 通の枚数が 10 枚を超えるものについては、10 枚を超えた枚数 1 枚につき 10 円を加算する。）を支払うものとする。
- 3 規程附則（平成 22 年 4 月 7 日通知）第 4 条第 1 項第 12 条に規定する信託受益証券振替口座簿の写しの交付請求については、別表の 1. に定める振替口座簿記録事項証明書交付手数料を準用する。

附 則（平成 22 年 7 月 30 日通知）

この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日通知）

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日通知）

この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 18 日通知）

この改正規定は、平成 23 年 11 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日通知）

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 26 日通知）

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日通知）

この改正規定は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。ただし、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により株式等振替業を実施することができない又はそのおそれがあると機構が認める場合には、平成 26 年 1 月 7 日以後の機構が定める日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 26 日通知）

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日通知）

この改正規定は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 27 日通知）

この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 13 日通知）

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日通知）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日通知）

この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

株式等振替制度に係る手数料表

1. 機構加入者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a 株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）第53条に規定する振替請求に基づく振替（次のb及びcの振替を除く。）においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 b 規則第65条第1項に規定するDVP振替請求に基づく振替又は同第68条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合を除く。）においては、渡方DVP参加者 c 規則第69条に規定する振替請求又は同第70条第1項若しくは第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては、受方DVP参加者	① 当月の振替件数（ただし、次の②、③及び④に該当するものを除く。） ② 当月の振替件数のうち、6,000件に月間の営業日数を乗じた件数を超える部分 ③ 当月の振替件数のうち、500件に月間の営業日数を乗じた件数以下の部分 ④ 当月の振替件数のうち、単元未満振替（振替1件における振替株数が当該銘柄の単元株式数を下回る場合における振替をいう。）に係る振替件数の部分（ただし、前②又は③に該当しないものに限る。）	1件につき 100円 1件につき ①の料率の50% 1件につき ①の料率の50% 1件につき ①の料率の50%
		(2) 区分口座間振替等（次のaからcまでの振替等をいう。）の場合 a 規則第53条に規定する振替請求に基づく振替（同一機構加入者の区分口座間の振替に限る。）においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 b 規則第68条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第68条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第2項又は	振替等 1件につき 10円	

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
		<p>第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合に限る。)、同条第2項に規定する振替又は同条第3項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p> <p>c 規則第70条第2項に規定する振替対象証券残高間に係る振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替又は指定申請が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p> <p>(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替</p> <p>日本証券クリアリング</p>	<p>① 当月の振替件数(ただし、次の②及び③に該当するものを除く。)</p> <p>② 当月の振替件数のうち、4,000件に月間の営業日数を乗じた件数を超える部分</p> <p>③ 当月の振替件数のうち、500件に月間の営業日数を乗じた件数以下の部分</p>	<p>1件につき 50円</p> <p>1件につき ①の料率の 50%</p> <p>1件につき ①の料率の 50%</p>
	<p>振替新株予約権 付社債 振替新株予約権 振替新投資口予約権</p>	<p>(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合</p> <p>a 規則第246条(同第342条及び同第351条の3において準用する場合を含む。以下この区分において同じ。)に規定する振替請求に基づく振替(次のb及びcの振替を除く。)においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p> <p>b 規則第253条第1項に規定するDVP振替請求又は同第256条の2第1項に規定する担保指定証券の預託に係る振替(同条第2項又は第3項に基づき受方DVP参加者への振替が行われなかった場合を除く。)に基づく振替においては、渡方DVP参加者</p>	<p>振替 1件につき 100円</p>	

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
		c 規則第 257 条に規定する振替請求又は同第 258 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては、受方 DVP 参加者		
		(2) 区分口座間振替等（次の a から c までの振替等をいう。）の場合 a 規則第 246 条に規定する振替請求に基づく振替（同一機構加入者の区分口座間の振替に限る。）においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 b 規則第 256 条に規定する担保指定証券に係る振替請求、同第 256 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替（同条第 2 項又は第 3 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合に限る。）、同条第 2 項に規定する振替又は同条第 3 項に規定する減少の記録及び増加の記録に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 c 規則第 258 条第 2 項に規定する振替対象証券残高間に係る振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替又は指定請求が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者		振替等 1 件につき 10 円
		(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 日本証券クリアリング		振替 1 件につき 50 円
	振替投資口	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の	① 当月の振替件数（ただし、次の②に該当するものを除	1 件につき 100 円

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
	振替優先出資 振替投資信託受益権 振替受益権	<p>振替をいう。)の場合</p> <p>a 規則第 351 条、第 352 条、第 355 条及び第 357 条の 7 においてそれぞれ準用する(以下この区分において同じ。)同第 53 条に規定する振替請求に基づく振替(次の b 及び c の振替を除く。)においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p> <p>b 規則第 65 条第 1 項に規定する DVP 振替請求又は同第 68 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替(同条第 2 項又は第 3 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合を除く。)に基づく振替においては、渡方 DVP 参加者</p> <p>c 規則第 69 条に規定する振替請求又は同第 70 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求(当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては、受方 DVP 参加者</p>	<p>く。)</p> <p>② 当月の振替件数のうち、金融商品取引所における売買単位未満振替(振替投資信託受益権又は振替受益権に係る振替 1 件における振替口数が当該銘柄の売買単位口数を下回る場合における振替をいう。)に係る振替件数の部分</p>	<p>1 件につき ①の料率の 50%</p>
		<p>(2) 区分口座間振替等(次の a から c までの振替等をいう。)の場合</p> <p>a 規則第 53 条に規定する振替請求に基づく振替(同一機構加入者の区分口座間の振替に限る。)においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p> <p>b 規則第 68 条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替、同第 68 条の 2 第 1 項に規定する担保指定証券の預託に係る振替(同条第 2 項又は第 3 項に基づき受方 DVP 参加者への振替が行われなかった場合に限る。)、同条第 2 項に規定する振替又は同条第 3 項に規定する減少の記録及び増加の記録においては、渡方機構加入者及</p>		<p>振替等 1 件につき 10 円</p>

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
		び受方機構加入者 c 規則第 70 条第 2 項に規定する振替対象証券残高間に係る振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替又は指定請求が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者	
		(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 日本証券クリアリング	振替 1 件につき 50 円
口座管理手数料			
機構加入者口座数比例部分	共通	機構加入者	区分口座 1 口座につき 月額 1 万円
口座残高比例部分	振替株式	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高（当該月の機構加入者であった各営業日における全ての区分口座に係る残高の合計額を利用営業日数（当該月の機構加入者であった日数をいう。以下同じ。）で除した数をいう。以下同じ。）について ① 50 万単元以下の部分 0.40 円 ② 50 万単元超 150 万単元以下の部分 0.28 円 ③ 150 万単元超 300 万単元以下の部分 0.24 円 ④ 300 万単元超 500 万単元以下の部分 0.20 円 ⑤ 500 万単元超 700 万単元以下の部分 0.16 円 ⑥ 700 万単元超 1,000 万単元以下の部分 0.12 円 ⑦ 1,000 万単元超 2,000 万単元以下の部分 0.08 円 ⑧ 2,000 万単元超 3,000 万単元以下の部分 0.04 円 ⑨ 3,000 万単元超 5,000 万単元以下の部分 0.02 円 ⑩ 5,000 万単元超の部分 0.01 円
		担保専用口に口座残高を有する機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について 1 単元につき 月額 0.02 円
		外国人株式記録口に口座残高を有する機構加入者	外国人株式記録口に記録された外国人保有制限銘柄の月平均口座残高について 1 単元につき 月額 0.04 円

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
	振替新株予約権 付社債	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 40万振替単位以下の部分 ② 40万振替単位超100万振替単位以下の部分 ③ 100万振替単位超の部分	1振替単位につき 月額 1.0円 0.9円 0.8円
	振替新株予約権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 40万振替単位以下の部分 ② 40万振替単位超100万振替単位以下の部分 ③ 100万振替単位超の部分	1振替単位につき 月額 1.0円 0.9円 0.8円
	振替投資口	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 50万口以下の部分 ② 50万口超150万口以下の部分 ③ 150万口超300万口以下の部分 ④ 300万口超500万口以下の部分 ⑤ 500万口超700万口以下の部分 ⑥ 700万口超1,000万口以下の部分 ⑦ 1,000万口超2,000万口以下の部分 ⑧ 2,000万口超3,000万口以下の部分 ⑨ 3,000万口超5,000万口以下の部分 ⑩ 5,000万口超の部分	1口につき 月額 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円 0.01円
		担保専用口に口座残高を有する機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について	1口につき 月額0.02円
	振替新投資口予 約権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 40万振替単位以下の部分 ② 40万振替単位超100万振替単位以下の部分 ③ 100万振替単位超の部分	1振替単位につき 月額 1.0円 0.9円 0.8円
	振替優先出資	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 50万口以下の部分 ② 50万口超150万口以下の部分 ③ 150万口超300万口以下の部分 ④ 300万口超500万口以下の部分 ⑤ 500万口超700万口以下の部分 ⑥ 700万口超1,000万口以下の部分 ⑦ 1,000万口超2,000万口以下の部分 ⑧ 2,000万口超3,000万口以下の部分 ⑨ 3,000万口超5,000万口以下の部分 ⑩ 5,000万口超の部分	1口につき 月額 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円 0.01円

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		
		担保専用口に口座残高を有する機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について 1口につき 月額0.02円		
		振替投資信託受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 5万円以下の部分 ② 5万円超15万円以下の部分 ③ 15万円超30万円以下の部分 ④ 30万円超50万円以下の部分 ⑤ 50万円超70万円以下の部分 ⑥ 70万円超100万円以下の部分 ⑦ 100万円超200万円以下の部分 ⑧ 200万円超300万円以下の部分 ⑨ 300万円超の部分	1口につき 月額 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円
		担保専用口に口座残高を有する機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について 1口につき 月額0.02円		
		振替受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について ① 5万円以下の部分 ② 5万円超15万円以下の部分 ③ 15万円超30万円以下の部分 ④ 30万円超50万円以下の部分 ⑤ 50万円超70万円以下の部分 ⑥ 70万円超100万円以下の部分 ⑦ 100万円超200万円以下の部分 ⑧ 200万円超300万円以下の部分 ⑨ 300万円超の部分	1口につき 月額 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円
		担保専用口に口座残高を有する機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について 1口につき 月額0.02円		
		加入者口座数比例部分	共通	加入者の口座を開設する機構加入者	月平均加入者口座数（当該月の機構加入者であった各営業日における当該機構加入者が開設する加入者の口座の数の合計額を利用営業日数で除した数をいう。）について ① 10万口座以下の部分 ② 10万口座超100万口座以下の部分 ③ 100万口座超の部分
	口座開設金	共通	機構加入者口座の開設を受けた機構加入者	新たに機構加入者となったとき 100万円	

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
			新たに機構加入者となった者が、2以上の区分口座の開設を受けるとき、1を超える区分口座について	1口座につき 30万円
			既に機構加入者である者が、開設を受ける区分口座について	1口座につき 30万円
抹消手数料	共通	抹消または買入消却に係る請求を行った機構加入者		請求 1件につき 200円
口座照会手数料	共通	振替先口座等の照会を行う機構加入者		照会 1件につき 10円
		振替先口座等の照会結果または被照会状況に係るデータのダウンロードを行う機構加入者		ダウンロード 1件につき 10円
個人番号等請求手数料	共通	個人番号等の請求を行った機構加入者		請求 1件につき 25円
各種取次等手数料				
各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株予約権 付社債 振替新株予約権 振替投資口 振替優先出資 振替投資信託受益権 振替受益権	次の(1)から(8)までに掲げる取次ぎの請求を行う機構加入者 (1) 口座通知の取次ぎ (2) 取得請求権付株式の取得請求の取次ぎ (3) 単元未満株式の買取請求の取次ぎ (4) 単元未満株式の売渡請求の取次ぎ (5) 配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎ (6) 振替新株予約権付社債のプットオプション行使請求の取次ぎ (7) 振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎ (8) 機構名義失念株式に係る特別口座開設請求の取次ぎ	取次ぎの請求 1件につき 300円 ただし、振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎにあつては、各社債の金額1円につき0.00006円を加算する。	
	振替新株予約権	振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行う機構加入者	取次ぎの請求 1件につき 300円 新株予約権行使により新規記録された振替株式の数(1単元に満たない数は切り上げる。)について ①300単元以下の部分 60円 ②300単元超3,000単元以下の部分 10円 ③3,000単元超の部分 1円	
	振替新投資口予約権	振替新投資口予約権の新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行う機構加入者	取次ぎの請求 1件につき 300円 新投資口予約権行使により新規記録された振替投資口の数(1売買単位に満たない数は切り上げる。)について ①300売買単位以下の部分 60円 ②300売買単位超3,000売買単位以下の部分 10円	

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
			③3,000 売買単位超の部分	1 円
個別移行手数料	振替新株予約権 付社債 振替投資信託受 益権 振替受益権	個別移行の申請(規程附則第 11 条第 1 項(同 条第 10 項により申請がなされたものとみな されるものを除く。)、同規程附則第 24 条第 1 項及び同規程附則(平成 22 年 4 月 7 日通 知)第 4 条第 1 項に規定する移行申請をい う。)の取次ぎを行った機構加入者	新株予約権付社債券、投資信託受益証券又は受益証券発行信託の受益証券	1 枚につき 500 円
各種証明書交付手数料				
振替口座簿記録 事項証明書交付 手数料	共通	振替口座簿記録事項証明書の交付及び振替 口座簿記録事項に係る情報の提供を受けた 機構加入者	Target 保振サイトによる提供の場合	請求 1 件につき 500 円 ただし、CSV ファイルによる提 供を併せて行う場合には、請求 1 件につき 500 円を加算する。
			書面による交付の場合	証明書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を 超えるものについては、10 枚 を超えた枚数 1 枚につき 10 円 を加算する。 また、送付 1 件につき、1,000 円を加算する。
社債権者集会用 証明書交付手数料	振替新株予約権 付社債	社債権者集会用証明書の交付を受けた機構 加入者		証明書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超えるものについては、10 枚を超えた枚数 1 枚につき 10 円を加 算する。
受益権行使証明 書交付手数料	振替受益権	受益権行使証明書の交付を受けた機構加 入者		証明書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超えるものについては、10 枚を超えた枚数 1 枚につき 10 円を 加算する。
元利金請求内容 情報及び決済予 定額情報提供手 数料	振替新株予約権 付社債	元利金請求内容情報及び決済予定額情報フ ァイルの提供及び元利金制球内容情報及び 決済予定額情報確認書の交付を受けた機構 加入者並びに支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報をファイルにて提 供する場合	1 ファイルにつき 500 円
			元利金請求内容情報及び決済予定額情報を確認書にて交付 する場合	確認書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を 超えるものについては、10 枚 を超えた枚数 1 枚につき 10 円 を加算する。

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率

- (注) 1. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第 62 条第 1 項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権の算出において同じ)。
2. 振替手数料について、当月中に新たに機構加入者となった場合又は機構加入者でなくなった場合の営業日数については、当該月の機構加入者であった期間の営業日数とする。
3. 当月中に新たに機構加入者となった場合又は機構加入者でなくなった場合の口座管理手数料については、各徴収料率を適用して算出した額に、利用営業日数を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。
4. 既に機構加入者である者が、当月中に区分口座の開設を受けた場合又は区分口座の一部を廃止した場合の口座管理手数料の機構加入者口座数比例部分については、各営業日における区分口座数の合計数を当該月の営業日数で除した数に徴収料率を適用して算出した額とする。
5. 振替株式における口座管理手数料の口座残高比例部分については、単元株制度を採用していない銘柄については、1株を1単元とみなして適用する。
- 5の2. 振替新株予約権及び振替新投資口予約権における口座管理手数料の口座残高比例部分は、機構加入者が有する振替新株予約権の口座残高及び振替新投資口予約権の口座残高を合わせた上で算定される月平均口座残高に基づき課金するものとし、振替投資信託受益権及び振替受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分は、機構加入者が有する振替投資信託受益権の口座残高及び振替受益権の口座残高を合わせた上で算定される月平均口座残高に基づき課金するものとする。
6. DVP 口座に係る口座管理手数料の口座残高比例部分については、受入予定証券の月平均残高を受方 DVP 参加者の月平均口座残高に、担保指定証券の月平均残高を当該担保指定証券の差入れを行った DVP 参加者の月平均口座残高にそれぞれ加算して得た数に、各徴収料率を適用して算出した額から、各 DVP 参加者の月平均口座残高について計算した口座管理手数料における口座残高比例部分の手数料相当額を控除した額の合計額とする。
7. 振替新株予約権付社債、振替新株予約権及び振替新投資口予約権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に係る振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数、振替新投資口予約権については新投資口予約権の数をいう。ただし、当該振替新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該新株予約権の口座残高を新株予約権の目的となる株式の単元株式数で除した数とし、当該振替新投資口予約権の目的となる投資口の金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外である場合には、当該振替新投資口予約権の口座残高を新投資口予約権の目的となる投資口の売買単位で除した数とする。
8. 振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に際しての口座残高については、金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄の場合には、当該銘柄の口座残高を当該売買単位の口数で除した数とする。
9. 口座管理手数料の加入者口座数比例部分における加入者の口座の数とは、機構の備える加入者情報登録簿に登録された機構加入者の加入者及び当該機構加入者の下位機関の加入者に係る加入者口座情報(当該機構加入者が信託財産名義の取扱いの申出をしている場合における信託財産名義に係る加入者口座情報を含み、機構が当該機構加入者から加入者情報登録簿からの削除の請求を受理している加入者口座情報を除く。)の数をいう。
10. 抹消手数料については、振替株式、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権又は振替優先出資の消却に係る一部抹消、振替新株予約権付社債の買入消却に係る一部抹消、振替投資信託受益権の交換時抹消、解約時抹消又は一部抹消及び振替受益権の一部解約に係る一部抹消等を対象とする。
11. 各種取次等手数料のうち、単元未満株式の買取請求の取次ぎに係る手数料については、振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求と同時に単元未満株式の買取請求の取次ぎについては、徴収対象としない。
12. 各種取次等手数料のうち、単元未満株式の買取請求の取次ぎ及び単元未満株式の売渡請求の取次ぎに係る手数料については、機構が取り次いだ請求のうち、会社が無効としたものについては、徴収対象としない。
13. 各種取次等手数料のうち、振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎに係る手数料については、機構が株主名簿管理人から新株予約権行使により生じた振替株式の新規記録通知を受けた日の属する月の分として計算するものとし、振替新投資口予約権の新投資口予約権行使請求の取次ぎに係る手数料については、機構が投資主名簿等管理人から新投資

ロ予約権行使により生じた振替投資口の新規記録通知を受けた日の属する月の分として計算する。

14. 個別移行手数料については、規程附則第 11 条第 7 項又は同規程附則（平成 22 年 4 月 7 日通知）第 4 条第 7 項の規定により、特例加入者の直近上位機関が機構に対し、直接、移行申請の取次ぎを行った場合には、当該直近上位機関の上位機関である機構加入者を徴収対象者とする。
15. 振替口座簿記録事項証明書、社債権者集会用証明書及び受益権行使証明書並びに元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書については、同一日に同一の種類（振替口座簿記録事項証明書の場合は、内訳を含む。）の交付請求を行ったものを 1 通（振替口座簿記録事項証明書の Target 保振サイトによる提供は 1 件）とする。
16. 個人番号等請求手数料については、機構に対して請求した結果、機構から個人番号等が提供されない場合も徴収対象とする。

2. 発行者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度利用料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	取扱銘柄の発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 47,000円	
			当月末までに到来した最終の株主確定日等（株主確定日、投資主確定日及び優先出資者確定日をいう。）に係る総株主通知等（総株主通知、総投資主通知及び総優先出資者通知をいう。以下同じ。）における株主等（株主、投資主及び優先出資者をいう。以下同じ。）の数について ①2万人以下の部分 ②2万人超10万人以下の部分 ③10万人超の部分	株主等 1人につき 月額 4.0円 2.8円 1.2円
振替新株予約権付社債 振替新株予約権 振替新投資口予約権		取扱銘柄の発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 10,000円	
			月平均機構取扱残高（当該月の取扱いを行っていた各営業日における機構取扱残高の合計額を取扱営業日数（当該月の銘柄の取扱いを行っていた営業日数をいう。以下同じ。）で除した額をいう。）について ①1万振替単位以下の部分 ②1万振替単位超5万振替単位以下の部分 ③5万振替単位超の部分	1振替単位につき 月額 0.8円 0.5円 0.3円
振替投資信託受益権 振替受益権		取扱銘柄の発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 22,000円	
			当月末までに到来した最終の受益者確定日に係る総受益者通知における受益者数について ①2万人以下の部分 ②2万人超10万人以下の部分 ③10万人超の部分	受益者 1人につき 月額 2.0円 1.4円 0.6円
新規記録手数料	共通	新規記録に係る取扱銘柄の発行者	同一日における同一の種類の新規記録について ①2万件以下の部分 ②2万件超10万件以下の部分 ③10万件超の部分	1件につき 200円 140円 60円
銘柄情報公示手数料	共通	銘柄内容の提供の対象となった取扱銘柄の発行者	銘柄内容の提供 1件につき 200円	
個別株主通知手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	機構から個別株主通知等（個別株主通知、個別投資主通知及び個別優先出資者通知をいう。以下同じ。）を受けた発行者	月間の同一銘柄に係る個別株主通知等について ①40件以下の部分 ②40件超の部分	1件につき 1,000円 500円
情報提供請求手数料				

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
情報提供請求取次手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資 振替受益権	情報提供請求を行った発行者	ファイル伝送による請求の場合	取次ぎ 1件につき 300円
			加入者情報 Web 端末による請求の場合 株主等照会コードを指定した場合 氏名又は名称及び住所の全部を指定した場合 氏名又は名称及び住所の一部を指定した場合	1件につき 1,000円 1,500円 3,000円
			Target 保振サイト又は書面による請求の場合	取次ぎ 1件につき 3万円
情報提供手数料		機構から機構に備える振替口座簿に記録された情報の提供を受けた発行者	提供 1件につき 500円 ただし、請求対象期間が1日を超える場合には、1日を超えた日数1日につき10円を加算する。	
振替口座簿記録事項通知書交付手数料		振替口座簿記録事項通知書の交付を受けた発行者	通知書 1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超える場合には、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。	
総株主通知等手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	総株主通知等の請求を行った発行者	請求 1回につき 40万円	
			総株主通知等における株主等の数について ①2万人以下の部分 ②2万人超10万人以下の部分 ③10万人超の部分	株主等 1人につき 30円 21円 9円
	振替新株予約権付社債	総新株予約権付社債権者通知を受けた発行者	1回につき 12万円	
			総新株予約権付社債権者通知における新株予約権付社債権者の数について ①1,000人以下の部分 ②1,000人超5,000人以下の部分 ③5,000人超の部分	新株予約権付社債権者 1人につき 10円 7円 3円
	振替新株予約権	総新株予約権者通知を受けた発行者	1回につき 12万円	
			総新株予約権者通知における新株予約権者の数について ①1,000人以下の部分 ②1,000人超5,000人以下の部分 ③5,000人超の部分	新株予約権者 1人につき 10円 7円 3円
振替新投資口予約権	総新投資口予約権者通知を受けた発行者	1回につき 12万円		
		総新投資口予約権者通知における新投資口予約権者の数について	新投資口予約権者 1人につき	

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
			① 1,000人以下の部分 ② 1,000人超5,000人以下の部分 ③ 5,000人超の部分	10円 7円 3円
	振替投資信託受益権 振替受益権	総受益者通知の請求を行った発行者		請求 1回につき 40万円
			総受益者通知における受益者の数について ① 2万人以下の部分 ② 2万人超10万人以下の部分 ③ 10万人超の部分	受益者 1人につき 30円 21円 9円
外国人保有比率等期中公表手数料	振替株式	外国人保有制限銘柄の発行者		外国人保有制限銘柄 1銘柄につき 月額2万円
新株予約権行使請求取次状況公表手数料	振替新株予約権	新株予約権行使請求取次状況の公表の対象となった取扱銘柄の発行者		公表1銘柄につき2万円 ただし、公表期間が1か月を超える場合には、1か月を超えた日数1営業日につき1,000円を加算する。
新投資口予約権行使請求取次状況公表手数料	振替新投資口予約権	新投資口予約権行使請求取次状況の公表の対象となった取扱銘柄の発行者		公表1銘柄につき2万円 ただし、公表期間が1か月を超える場合には、1か月を超えた日数1営業日につき1,000円を加算する。

- (注) 1. 発行者に対する手数料については、月ごとに算出する。
2. 発行者に対する手数料については、同一の発行者が複数の銘柄を発行している場合は、銘柄ごとに算出する。
3. 月中に取扱開始又は取扱廃止があった場合の振替制度利用料については、各徴収料率を適用して算出した額に、取扱営業日数を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。
4. 振替株式、振替投資口及び振替優先出資における振替制度利用料の算出に係る総株主通知等における株主等の数並びに振替投資信託受益権及び振替受益権における振替制度利用料の算出に係る総受益者通知における受益者の数は、取扱開始から当月末までに株主確定日等又は受益者確定日が到来していない場合には、別に定めるところによる。
5. 振替新株予約権付社債、振替新株予約権及び振替新投資口予約権における振替制度利用料の振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数、振替新投資口予約権については新投資口予約権の数をいう。ただし、当該振替新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該振替新株予約権の機構取扱残高を新株予約権の目的となる株式の銘柄の単元株式数で除した数とし、当該振替新投資口予約権の目的となる投資口の金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外である場合には、当該振替新投資口予約権の口座残高を新投資口予約権の目的となる投資口の売買単位で除した数とする。
6. 新規記録手数料における新規記録の件数とは、新規記録を行う対象となる加入者の口座（自己口であるものに限る。）の数をいう。
7. 新規記録手数料については、振替新株予約権付社債及び振替新株予約権の新株予約権の行使に対して自己株式の交付を行う場合を含むものとする。
8. 新規記録手数料については、新株式数申告、新投資信託受益権口数申告又は新受益権数申告を伴うものは、徴収対象としない。
9. 振替株式、振替投資口及び振替優先出資における総株主通知等手数料については、規程第151条第1項（同規程第271条及び第272条において準用する場合を含む。）における正当な理由がある場合の総株主通知等の請求について対象とする。ただし、規則第195条第2項（同規則第351条及び第352条において準用する場合を含む。）に定める、発行者が四半期会計期間の末日ごとに総株主通知等の請求をする旨をあらかじめ機構に通知した場合の当該総株主通知等については、総株主通知等手数料の対象外とする。
10. 振替投資信託受益権及び振替受益権における総株主通知等手数料については、規程第283条の7の2第1項及び同第285条の62の2第1項における事由が生じた場合の総受益

者通知の請求について対象とする。

11. 月中に外国人保有制限銘柄となった場合又は外国人保有制限銘柄でなくなった場合の外国人保有比率等期中公表手数料については、徴収料率を適用して算出した額に、外国人保有制限銘柄であった営業日数を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。

3. その他の徴収対象者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
間接口座管理機関定額負担金	共通	機構より承認を得た間接口座管理機関	間接口座管理機関の承認について 1件につき 30万円	
システム接続準備手数料	共通	機構とシステム接続（統合 Web 端末、ファイル伝送又はオンラインリアルタイム接続をいう。）をする者（ただし、機構加入者として接続する場合は除く。）	システム接続の開始について 1社につき 5万円	
システム接続手数料	共通	機構とファイル伝送又はオンラインリアルタイム接続をする者（ただし、機構加入者として接続する場合又は払込取扱銀行のみとして接続する場合は除く。）	1社につき 月額 1万円	
端末接続料	共通			
統合 Web 端末接続料		統合 Web 端末の利用者	業務担当ユーザ ID 数について ① 5 以下の部分 ② 5 超 10 以下の部分 ③ 10 超の部分	1 ID につき 月額 1万円 5,000円 1,000円
加入者情報 Web 端末接続料		加入者情報 Web 端末の利用者	業務担当ユーザ ID 数について ① 5 以下の部分 ② 5 超 10 以下の部分 ③ 10 超の部分	1 ID につき 月額 1万円 5,000円 1,000円
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	共通	振替口座簿記録事項証明書の請求を行った利害関係人	証明書 1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。	
社債権者集会用証明書交付手数料	振替新株予約権付社債	規程第255条の2第1項に基づく請求を行った者（機構加入者を除く。）	証明書 1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。	

(注) 1. 月中にシステム接続の開始又は停止若しくは中止があった場合のシステム接続手数料については、徴収料率に接続営業日数（当該月のシステム接続をしていた営業日数をいう。）を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。

2. 統合 Web 端末接続料及び加入者情報 Web 端末接続料については、各営業日における業務担当ユーザ ID 数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数で除した額とする。